

ひとり親家庭等への支援制度のご案内

問合先 子ども政策課子ども総務グループ(あいあい) ☎84-3315

市や関係機関では、ひとり親家庭等への支援制度を設けています(申請が必要)。また、ひとり親に関するさまざまな相談に応じていますので、子ども政策課子ども総務グループへお問い合わせください。

主な支援制度

制度の種類	内容
児童扶養手当	ひとり親家庭や、父親または母親が重度障がい者の家庭などで、児童(18歳になってから最初の3月31日まで、または、一定の障がいのある人は満20歳未満)を養育している人の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給します。 ※養育する子どもの人数や支給対象者の所得などで支給額が決まります。 ※前年の所得などが一定額以上ある場合は、手当は支給されません。 詳しくは、市ホームページをご確認ください。 
自立支援教育訓練給付金	20歳未満の子どもを扶養している母子家庭の母または父子家庭の父が、仕事に必要な資格や技術を身に付けるため、指定した講座を受講するのに要した費用の一部を支給します。 ※申請前に子ども総務グループへご相談ください。
高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給者または同等の所得水準にあるひとり親が、安定した生活ができる職業に就くため、就職に有利な資格取得の養成機関で修業する場合に支給します。 支給額(月額) ◆市民税非課税世帯100,000円 ◆市民税課税世帯70,500円 ※修業期間の最後の12カ月間、月額4万円が増額されます。 ※申請前に子ども総務グループへご相談ください。
高等学校等通学費援護金	児童扶養手当認定者の子どもが高等学校等に通学する場合に、1カ月の通学定期券の2分の1の額(上限月額3,000円)を支給します(本年度から、児童扶養手当全部停止の人も対象になります)。 ※支給は、申請があった月から対象になります。 ※申請は毎年度必要です。
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、父子家庭および寡婦(離婚調停中等の離婚前の困難を抱える母または父を含む)が技能取得のための通学、疾病、看護、事故、冠婚葬祭、出張等の理由で日常生活に大きな支障が生じている場合に、家庭生活支援員を派遣するなどして、一時的に生活援助や子育て支援を行います。 ※事前に申請が必要です。
母子父子寡婦福祉資金貸付	配偶者がおらず、20歳未満の児童等を扶養している人または寡婦の人の経済的自立を助けるため、低利または無利子で就学支度資金や修学資金などを貸付します。 ※所得制限などがあります。
一人親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の母または父および児童(対象となるひとり親家庭等とは、18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育している人および児童)が医療機関で受診した場合、その医療費の自己負担額を助成します。 ※中学生以下(15歳に達した3月31日まで)の児童の医療費は、窓口無料化(現物給付)を実施しています。 ※所得制限などがあります。 ※詳しくは、市民課医療年金グループ(☎84-5005)へお問い合わせください。
ひとり親家庭支援奨学金	ひとり親家庭で就学に関して、経済的に困難な状況にある生徒を対象にした給付型の奨学金です。 対象学年: 中学3年生、高等学校および高等専門学校の1~3年生 ※詳しくは一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会ホームページをご確認いただくか、三重県母子寡婦福祉連合会(☎059-228-6298)へお問い合わせください。 

ほかにも、就学援助や市営住宅優先入居、あいあい「白鳥の湯」無料入浴券支給もあります。
ひとり親家庭への支援制度について詳しくは、市ホームページをご確認ください

